

保存期間 5年（平成33年3月31日まで）

有効期間満了日 平成33年3月31日

27年C011608

熊刑企第579号

平成27年12月17日

品触要綱の制定について（通達）

品触れについては、これまで「品触要綱の全部改正について」（平成17年8月25日付け警察庁丙捜一発第23号）により運用してきたところであるが、この度、同通達の有効期間満了に伴い、同内容で別添「品触要綱」（平成27年11月30日付け警察庁丙支発第6号）が制定され、平成28年1月1日から施行されることとなったので、引き続き適切な運用に努められたい。

※ 別添（略）